

Weekly Report

第653号
令和4年6月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

国税庁が公表した「令和2年度分会社標本調査」によると、法人数279万560社(連結子法人を除く)のうち欠損法人は173万9778社で、その割合は62.3%(前年度比0.7ポイント増)と11年ぶりに増加しました。

◆欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

青色申告書を提出する法人に欠損金(税務上の赤字)が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付(中小法人等に限る)」があります。

欠損金の繰越控除は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成30年4月1日前に開始した事業年度における欠損金は9年間)にわたり欠損金を繰り越すことができ、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額から控除する制度です。

ただし、中小法人等以外については控除できる金額に制限が設けられており、所得金額の50%が控除限度額となります。

なお、繰越欠損金が2以上の事業年度において

生じている場合には、最も古い事業年度の欠損金から順に控除をします。

◆前事業年度の所得と相殺する「繰戻還付」

欠損金の繰戻還付は、欠損金が生じた事業年度の前1年(災害損失欠損金については前2年)以内に開始した事業年度において所得金額がある場合に、欠損金を繰り戻すことで既に納めた法人税から、欠損金の分の還付を受けることができる制度です。

繰戻還付の適用は、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限定されていますが、新型コロナ税特法の特例により資本金10億円以下の法人も令和4年1月終了事業年度まで適用可能とされていました。

今月は「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月は、外国人労働者の雇用・労働条件に関するルールの周知等を行う「外国人労働者問題啓発月間」です(今年の標語は「共生社会は魅力ある職場環境から～外国人雇用はルールを守って適正に～」)。

新型コロナの水際対策の緩和により、外国人労働者が一層増加することが見込まれていますので、外国人を雇用する場合は、就労させる仕事が在留資格の範囲内であるか等を在留カードなどで必ず確認し、不法就労にならないようにします。

また、外国人の雇入れと離職の際は、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を提出することがすべての事業主に義務付けられています。

こどもみらい住宅支援事業の申請期限延長

子育て世帯又は若者夫婦世帯が取得する一定性能(①ZEH住宅、②高い省エネ性能等を有する住宅、③一定の省エネ性能を有する住宅)を満たす新築住宅に最大100万円、世帯を問わず対象となる省エネリフォーム等に最大60万円を補助する「こどもみらい住宅支援事業」は、原油・物価高騰対策により交付申請期限が令和5年3月まで延長となりました(子育て・若者夫婦世帯が取得する③の住宅は本年6月末までの契約に限る)。

なお、申請手続等は登録事業者が行います。